

<p>件 名</p>	<p>栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>6年制課程の医学部、歯学部、薬学部又は獣医学部を基礎とする4年制博士課程の修了者は、通常の博士課程修了者よりも義務教育以降の通算修学年数が1年多くなることから、初任給の級・号給の調整等ができるよう、所要の改正を行うものである。</p>

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
案要綱

教職員課

一 規則案の趣旨

六年制課程の医学部、歯学部、薬学部又は獣医学部を基礎とする四年制博士課程の修了者は、通常の博士課程修了者よりも義務教育以降の通算修学年数が一年多くなることから、初任給の級・号給の調整等ができるよう、所要の改正を行うものである。

二 規則案の内容

修業年限四年の大学院博士課程修了者については、修学年数調整表の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって修学年数及び調整年数とすることを、同表の備考に規定する。

三 施行期日

この規則は、公布日から施行する。

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

**栃木県教育委員会規則第 号**

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

**栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行 規 則
<p>別表第 8（第 5 条関係） 修学年数調整表</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>別表第 8（第 5 条関係） 修学年数調整表</p> <p>略</p> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 略</p>